

○南会津町地域活力創生事業補助金交付要綱

平成28年4月1日

告示第43号

改正 平成29年3月8日告示第8号

平成30年3月16日告示第9号

令和2年2月28日告示第5号

令和3年3月16日告示第19号

令和5年3月29日告示第29号

令和6年3月27日告示第22号

(目的)

第1条 町内に事業所を有する製造業者等の産業競争力を強化し、安定した雇用の確保を図ることを目的に、製造業者等に対し、南会津町補助金等の交付等に関する規則（平成18年南会津町規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 製造業等 日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）に掲げる「大分類E—製造業」及び「大分類G—情報通信業」並びに産業用ドローンの研究開発の用に供される事業をいう。
- (2) 雇用者 雇用保険法（昭和49年法律第116号）における被保険者をいう。
- (3) 中小規模企業 町内の製造業等を営む法人又は個人で300人以下の雇用者を有する製造業者等をいう。
- (4) 新規創業企業 町内において新たに製造業等を創業しようとする法人又は個人をいう。
- (5) 工場等 製造業及び情報通信業並びに産業用ドローンの研究開発の事業の用に直接供する施設をいう。

- (6) 産業用ドローン 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に定める無人航空機で、農林業分野、建設分野、物流分野、測量分野、撮影分野、人命救助等に資するものをいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付申請を行うことができる補助対象者は、次の各号すべてに該当する者とする。

- (1) すでに町内で製造業等を営む中小規模企業であること又は新規創業企業であること。
- (2) 町内に住所を有する法人又は個人であること。（操業場所が町内で本社等が町外である場合を含む。）
- (3) 2人以上（新規創業企業の場合は3人以上）の雇用者を有すること。
- (4) 南会津町商工会の会員であること。
- (5) 町税を滞納していないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、別表に掲げるものとする。

（補助金の額等）

第5条 補助金の交付は、1補助事業者につき1年度当たり1回とし、補助金の額は次に掲げるとおりとする。

- (1) 中小規模企業 補助対象経費の2分の1以内とし、100万円を上限額とする。ただし、令和2年度以前に当該補助金の交付を受けた中小規模企業は、200万円を上限額とする。
- (2) 新規創業企業 補助対象経費の2分の1以内とし、300万円を上限額とする。
- 2 複数年度において当該補助金の交付を受ける補助事業者の前項の上限額は、交付を受ける補助金の総額をもって上限額とする。
- 3 交付を受けた補助金の総額が第1項の上限額に達した者は、当該補助金の交付を受けた最終年度から5年度を経過したときは、前2項の規定にかかわ

らず、1回に限り、100万円を上限額として補助金の交付を受けることができる。ただし、工場等の新設及び増設に併せて別表に掲げる経費を要した場合は、5年度を経過せずとも補助金の交付を受けることができる。

4 補助金の額は千円単位とし、端数は切り捨てるものとする。

5 町長は、特に必要と認める場合は、第1項の規定にかかわらず、補助金の額を別に定めることができるものとする。

(交付申請書)

第6条 規則第4条第1項の申請書は、南会津町地域活力創生事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、その提出期限は、町長が別に定める日とする。

2 規則第4条第1項及び第2項第2号のその他別に定める書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 生産機械・装置、器具及び備品の整備に係るものについては、見積書等

(3) その他町長が必要と認める書類

3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の規定により申請された内容を審査し、補助金の交付又は不交付の決定をし、前条に規定する提出期限の日から起算して20日以内に申請者に通知するものとする。

(変更の承認の申請)

第8条 規則第6条第1項第1号又は第2号により町長の承認を受けようとする場合は、南会津町地域活力創生事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第9条 規則第6条第1項第1号の別に定める軽微な変更は、次のいずれかの場合とする。

(1) 補助対象経費の20%以内の減額又は補助金交付申請額の変更を伴わない増額をすること。

(2) 別表に掲げる各経費区分相互間において、いずれか低い額の50%以内の経費の配分の変更をすること。

(3) 事業の主要な部分に重要な影響を及ぼさない変更をすること。

(申請を取り下げることができる期日)

第10条 規則第8条第1項の別に定める期日は、補助事業者が補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して15日を経過した日とする。

(概算払)

第11条 町長は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、南会津町地域活力創生事業補助金概算払請求書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 設備設置等遂行状況写真

(2) 契約書(写)

(3) その他町長が必要と認める書類

(状況報告)

第12条 町長は、規則第11条の規定により、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業の進捗状況について補助事業者に報告を求め、又は現地調査を行うことができる。

2 補助事業者は、前項の規定により報告を求められたときは、南会津町地域活力創生事業補助金実施状況報告書(様式第5号)を町長が定める日までに提出しなければならない。

3 補助事業者は、当該事業が完了したときは、速やかに南会津町地域活力創生事業補助金完了報告書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 規則第13条の規定による実績報告は、南会津町地域活力創生事業補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 収支精算書
- (2) 機械設備、器具及び備品の整備状況等が分かる写真、納品等検査した書類（写）及び物品等購入契約書（写）
- (3) 領収書又は支払いを証する書類（写）
- (4) その他町長が必要と認める書類
（補助金の交付の請求）

第14条 補助事業者は、規則第14条の規定による補助金額確定の通知を受けたときは、速やかに南会津町地域活力創生事業補助金交付請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。ただし、概算払により補助金の交付を受けた場合は、南会津町地域活力創生事業補助金概算払精算書（様式第9号）を提出しなければならない。

（財産の処分の制限）

第15条 規則第18条第1項ただし書に規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

- 2 規則第18条第1項第2号及び第3号に規定する別に定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械、器具、その他の備品とする。
- 3 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業が完了した後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- 4 補助事業者は、規則第18条第1項に規定する取得財産等について、取得財産管理台帳（様式第10号）を備え管理し、第12条及び第13条に定める報告書

に添付しなければならない。

- 5 補助事業者は、規則第18条第1項の規定により財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産処分承認申請書（様式第11号）を町長に提出しなければならない。

（会計帳簿等の整備等）

第16条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

（事業完了後の報告）

第17条 補助事業者は、補助事業の完了年度の翌年度以降3年間、毎年4月10日までに当該補助事業に係る過去1年間の事業状況について、南会津町地域活力創生事業補助金追跡調査報告書（様式第12号）を町長に提出しなければならない。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年告示第8号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年告示第9号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年告示第5号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年告示第19号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年告示第29号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年告示第22号）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条・第 9 条関係）

補助対象経費

経費区分	内容
①生産機械・装置費	生産力の増加が図られる機械装置（機械・装置、工具・器具、測定工具・検査工具、電子計算機、専用ソフトウェア等）の購入及びその据え付け並びに修繕に要する経費。
②その他の設備費	生産力の増加を図ることを目的とした建物附属設備とその取り付け及び修繕に要する経費。

注 1 次に掲げるものに該当する経費は、補助対象経費とはしない。

- （１） 補助対象事業を実施するために直接必要とは認められない経費
- （２） 他からの転用が可能と認められる機械装置等
- （３） 対象となる事業の終了後、当該事業以外に容易に他への転用が可能と認められる構築物等
- （４） 設計費
- （５） 補助対象事業のみに使ったか明確に切り分けできない経費
- （６） 町、国、県補助等の対象経費となっている経費

注 2 補助金の対象事業期間は、当該補助金の交付決定日の属する年度の事業着手日から当該年度の 3 月 31 日までの期間とする。